

福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務仕様書

1 業務名称

福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務

2 業務目的

介護給付費が増加し続けていることに加え、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることに伴う急速な高齢化の進行、本市の要介護（要支援）認定者の割合が国・県平均より多いことなどから、これまで以上に効果的な介護予防施策を行う必要がある。こうした状況において、官民連携の仕組みの一つであるPFS（成果連動型民間委託契約方式）の手法を活用し、フレイル予防の要素に基づく、これまでとは異なる介護予防の取り組みを行うことで、新たな参加者を掘り起こし、健康寿命の延伸に取り組み、介護給付費の適正化を図ることを目的とする。

なお、本事業はPFS（成果連動型民間契約方式）の手法を活用して成果に応じて対価を支払う。

3 履行期間、事業実施期間、評価期間

(1) 履行期間

契約締結日から2028年（令和10年）3月31日まで

(2) プログラム実施期間

プログラム開始から2027年（令和9年）8月31日まで

(3) 評価対象期間

プログラム開始から2027年（令和9年）8月31日まで

4 履行場所

福山市内

5 業務対象者

福山市内在住の65歳以上の人で、要介護認定を受けていない人。

特に、普段、介護予防の取組を行っていない、または、介護予防の取組に無関心な人が望ましい。

6 業務内容

(1) 事業の広報

実施する介護予防プログラムの周知を行う。

市のホームページや広報紙への掲載、公式 LINE での周知、受注者が作成したチラシの市施設への配架等は、発注者にて実施するが、そのデータの提供、その他、受注者が独自で、チラシやホームページ、SNS など多彩な媒体を活用し、多くの高齢者が関心をもつよう工夫する。

(2) 参加者の申込受付と基本情報の収集

参加者の募集から申込受付は受託者において実施する。

事前申込が必要なプログラムの場合は、個人を識別できる基本情報を収集する。

電子媒体で受付を行う場合は、手書きの署名の有無は問わない。

(3) 介護予防プログラムの実施

実施するプログラムは、以下の3つとする。

ア 啓発プログラム

(ア) 内容

介護予防の重要性の周知及び継続プログラムへの参加啓発を行うためのイベント型プログラムを実施する。

(イ) 参加想定人数

事業実施期間の総参加者人数を 600 人以上と想定する。

(ウ) 実施時期及び実施回数

初回は 2024 年 8 月頃、2 回目以降は 5 月及び 10 月頃を想定する。

事業期間内に 6 回以上を実施すること。

(エ) 実施場所

市内の高齢者が参加しやすい場所とする。

実施場所は、イベント会場等及び福山ばら祭り会場（緑町公園）を想定する。

また、本市の施設を使用する場合は、事前に市と相談することにより、市が施設管理者と調整する。

イ 継続プログラム

(ア) 内容

2024 年 9 月から継続プログラムを開始する。

介護予防に効果のある運動系プログラム及びカルチャー系プログラムを実施する。

プログラムは、継続的に参加できるものとする。

運動系、カルチャー系に属さないプログラムについても介護予防の要素があるプログラム（以下、「提案型プログラム」という）を実施しても構わない。

プログラムへの申込み又は実施にあたっては、デジタル技術を活用したものを導入

する等、ICT 技術を活用することに努めること。

また、参加者が介護予防に関する理解を深められるよう、実施するプログラムにおいては、介護予防に関する知識を学べる機会を提供すること。

加えて、参加者がセルフマネジメントを行えるよう支援すること。

(イ) 参加想定人数

事業実施期間において実参加人数を 750 人以上と想定する。

想定人数は、継続プログラムへの新規参加者とし、継続プログラムへ複数回参加される人は、参加 2 回目以降の人数は含まれない。

(ウ) 実施頻度・実施期間

次に掲げる基準を参考に必要な実施時期、実施頻度及び実施期間を受注者において設定する。

運動系のプログラムにおける実施頻度は週 1 回以上とし、実施期間は概ね 3 か月以上とする。

カルチャー系のプログラムにおける実施頻度は月 1 回以上とし、実施期間は 6 か月以上とすること。

提案型プログラムにおける実施回数は 6 回以上とし、実施期間は 3 か月以上とすること

(エ) 実施回数

実施期間内に運動系、カルチャー系プログラム及び提案型プログラムを延べ 42 プログラム以上実施する。

なお、プログラム実施期間中に天候や交通事情等により、やむを得ず実施できなかった場合でも、事業実施期間内で日程変更を行い、予定の回数を実施すること。

また、参加者の都合により、欠席があった場合は、欠席回のプログラム内容を参加者へ伝達し、参加者のフレイル予防行動の実施状況を確認する等のフォローを行う。

(オ) 実施場所

プログラムは、市内の高齢者が参加しやすい場所とすること。

また、実施場所は市内中心部及び周辺地域（東部・南部・西部・北部・神辺）で行うこと。

本市の施設を使用する場合は、事前に市と相談することにより、市が施設管理者と調整する。

(カ) 事業展開、事業展望

プログラムの実施にあたっては、事業参加をきっかけに高齢者が介護予防プログラム以外にも社会参加回数を増加させるなど、介護予防への取組を促すような、具体的かつ効果的な事業展開や工夫を行う。

事業に必要な資料、備品、消耗品等は受注者が用意すること。

なお、受益者負担として、参加料等の金額を徴収することも可能とする。

その場合は、事前に市へ報告すること。

ウ 活躍の場プログラム

(ア) 内容

継続プログラム参加者を対象としたお披露目会的なものを実施する。

啓発プログラムと兼ねて実施しても構わない。

(イ) 参加想定人数

事業実施期間において5回以上、延べ参加者数を150人以上と想定する。

(ウ) 実施回数

事業期間内に5回以上を想定する。

(エ) 実施場所

市内の高齢者が参加しやすい場所又は啓発プログラムの会場とする。

本市の施設を使用する場合は、事前に市と相談することにより、市が施設管理者と調整する。

(4) 参加者アンケートの実施

市が指定する項目について、継続プログラムの参加者（継続プログラムへ複数回参加される人は、最初の継続プログラムへの参加時のみ）に対してアンケート調査を行う。

アンケートは、後に示す成果指標の根拠資料となるため、アンケート調査の対象者全てにプログラム開始時と終了時にアンケートを実施し、可能な限り、回答漏れのないようにする。

また、中間評価及び最終評価時に同様のアンケートを実施することの周知を行い、アンケートの協力をお願いすること。

ア アンケート時期

- ・継続プログラム開始時及びプログラム終了時
- ・継続プログラム終了後の中間評価時期及び最終評価時期（本市が郵送でアンケートを実施する）

イ アンケートの提出

継続プログラム開始時及び終了時に行うアンケート調査の対象者全員のアンケート用紙及び回答者のリスト（Excel データ）を本市へ提出する。

なお、アンケートの提出をもって8（2）イに示す継続参加者のカウントとする。

ウ アンケート集計

アンケートの集計は行わず、アンケート用紙は参加プログラム名及び記入した個人を識別できるようにして市へ提出すること。

(5) 参加者への勧奨

啓発プログラム及び継続プログラム参加者に対し、生活習慣病予防健診及びがん検診と本市が実施しているアプリ「健康増進アプリ」の登録も併せて勧奨すること。

具体的な勧奨方法については別途協議することとする。

(6) 事故防止と緊急時の対応

プログラム実施に際して、緊急時の対応マニュアルを整備しておくこと。

また、事業実施中の参加者の事故防止に努めること。

また、参加者の体調に急変が起こった際には、速やかに適切な処置を行うとともに、本市に報告すること。

なお、実施事業において参加者に傷害が生じた場合や、実施施設及び設備に損害が生じた場合等の不測の事故に対処するため、受注者が損害保険に加入すること。

(7) 月例報告

月ごとの実施状況を市へ書面をもって報告する。

報告内容は、プログラム名称、実施時期、参加人数、プログラムごとの参加者名簿（ID・住所・名前・年齢・性別）（途中で離脱した人を含む）等市の指示したものを報告する。

(8) 定期連絡会

事業に関する情報交換を行うため、市と定期連絡会を開催する。

事業運営に関して改善を要する際には、順次取組内容に反映する。

その他、必要に応じて、連絡会を開催し、相互の情報共有を密に行う。

7 業務実施報告書

本業務について以下の内容を事業期間中、年度末及び中間評価時期及び最終評価時期において、8（2）ア及びイに基づき実施報告書にとりまとめ、市へ報告する。

報告書は紙媒体及び電子データで納品する。

(1) 参加人数の報告

実施する介護予防プログラムへの月ごとの参加者数。

啓発プログラム、継続プログラム、活躍の場プログラムそれぞれのプログラムごとの参加者数等市が指示する項目を報告する。

啓発プログラムと活躍の場プログラムの参加者数は参加した人の Excel 等のデータ検証が可能なファイル形式で参加者名簿を提出する。

継続プログラムの参加者は、新規参加者、2回目以降のプログラム参加者に分け Excel 等のデータ検証が可能なファイル形式で参加者名簿を提出する。また、6（2）で収集し

た参加受付票を提出する。

これらを参加者数の根拠資料とする。

(2) その他の報告

その他、市の求めに応じた報告を行う。

(3) 実施報告書提出期限

報告書の提出期限は次のとおりとする。

事業期間中の報告：月例報告時に報告

年度末の報告：各年度の4月15日までに

中間報告：2026年3月15日までに

最終報告：2027年9月15日までに

8 評価指標

(1) 評価指標

- ・プログラム参加人数
- ・継続参加人数
- ・生活習慣の改善行動を始めた人の人数
- ・推定要介護状態進行遅延人数

プログラム参加人数及び継続参加人数は、受注者が提出する実施報告書に基づき評価する。

また、生活習慣の改善行動を始めた人の人数及び推定要介護状態進行遅延人数は、日本老年学的評価研究機構で評価を行う。

(2) 評価指標の説明

ア プログラム参加人数

啓発プログラム、継続プログラム及び活躍の場プログラムへ参加した65歳以上の人の合計人数。

(ア) 啓発プログラムの参加人数

啓発プログラム開催ごとの参加人数の合計数。

参加人数の上限は1開催につき120人とする。

(イ) 継続プログラムの参加人数

参加人数は、継続プログラムへ2回目以降参加した人を除いた各プログラムの合計人数。

また、継続プログラムを周辺地域で実施した際の人数カウントは次のとおりとする。

- ・周辺地域（東部・南部・西部・北部・神辺）で開催した場合は、参加人数×1.2人として計上

小数点以下は四捨五入とする。

周辺地域の定義は、本市が制定した日常生活圏域（福山市高齢者保健福祉計画 2024を参照）の区域とし、下記のとおりとする。

- ・東部・・・日常生活圏域（東部）
- ・南部・・・日常生活圏域（南部1，南部2）
- ・西部・・・日常生活圏域（西部）
- ・北部・・・日常生活圏域（北部1，北部2）
- ・神辺・・・日常生活圏域（北部3）

(ウ) 活躍の場プログラムの参加人数

活躍の場プログラム開催ごとの参加合計人数。

参加人数のカウントの上限は1開催につき50人とする。

イ 継続参加人数

アンケート調査対象の継続プログラム参加者のうち、プログラムの開始から終了までの実施回数の3分の2回以上参加した人を継続参加人数とする。

ただし、参加者の都合で欠席した場合であっても、6（3）イ(エ)に示す欠席者への対応を実施した場合はカウント可能とする。

なお、アンケート（参加時・終了時）の提出がない人は継続参加人数にはみなさないこととする。

ウ 生活習慣の改善行動を始めた人の人数

生活習慣の改善行動を始めた人の人数は、継続プログラム参加者に対しプログラムの開始時及び終了時にアンケート調査を行い、日本老年学的評価研究機構で生活習慣の改善行動始めているかの評価を行う。

エ 推定要介護状態進行遅延人数

推定要介護状態進行遅延人数は、日本老年学的評価研究機構で評価を行う。

継続プログラム参加者と事業非参加者にアンケート調査（追跡調査）を行い、両者を比較することで継続プログラム参加者の要介護状態進行遅延を評価する。

(ア) 評価の内容

継続プログラム参加者のうち、中間評価及び最終評価によって要介護状態進行の遅延が推測された人数を算出する。

なお、推定要介護状態進行遅延者とは、アンケート結果において、社会参加に関する項目が改善した人、または、要支援・要介護リスク評価点数の変化が、参加者と類

似の属性をもつ対照群と比較して良好な人など、要支援・要介護リスクに関する項目が良好に推移した方とすることを基本として、日本老年学的評価研究機構が発注者との協議の上で算出するものとする。

オ 評価基準日

(ア) 中間評価

プログラム参加人数は、2026年（令和8年）2月末日までに参加した啓発プログラム、継続プログラム及び活躍の場プログラムのプログラム開催ごとの合計人数で評価する。

継続参加人数は、2026年（令和8年）2月末日までに参加した8（2）イに示す継続プログラム開催ごとの合計人数で評価する。（2026年（令和8年）2月末日時点で開催中のプログラム参加者は除く。）

生活習慣の改善行動を始めた人の人数は、2026年（令和8年）2月末日までに参加した継続プログラムに参加した人を評価の対象者とする。（2026年（令和8年）2月末日時点で開催中のプログラムは除く。）

推定要介護状態進行遅延人数は、2025年（令和7年）2月末日までに継続プログラムに参加した人を評価の対象者とする。

なお、継続プログラムの参加人数が2025年（令和7年）2月末日時点で125人に満たない場合は、125人に到達するまで2025年（令和7年）3月以降のプログラムに参加した人も評価の対象者とする。

(イ) 最終評価

プログラム参加人数は、2026年（令和8年）3月以降参加した啓発プログラム、継続プログラム及び活躍の場プログラムのプログラム開催ごとの合計人数で評価する。

継続参加人数は2026年（令和8年）3月以降に参加した8（2）イに示す継続プログラム開催ごとの合計人数で評価する。（2026年（令和8年）2月末日時点で開催中のプログラム参加者を含める。）

生活習慣の改善行動を始めた人の割合は2026年（令和8年）3月以降に継続プログラムに参加した人を評価の対象者とする。（2026年（令和8年）2月末日時点で開催中のプログラム参加者を含める。）

推定要介護状態進行遅延人数は、2026年（令和8年）8月末日までに継続プログラムに参加した人を評価の対象者とする。

9 検査及び支払要件

(1) 成果指標及び支払基準

固定支払額に加え、中間評価及び最終評価の結果を受け、仕様書別表で示す成果指標から決定される金額を支払金額とする。

なお、市が事業休止指示を行った場合は、履行状況を確認の上、固定支払額で賄えない実費負担分を上限として、協議の上、変更契約を行う。

(2) 支払方法

市は、当該業務にかかる支払いを仕様書別表のとおり6回に分けて行う。

固定費の支払いは、仕様書別表の支払いスケジュールに基づき、受注者からの請求書を受領後支払う。

成果連動支払いは、受注者から業務実施報告書を受領後、これをもって検査確認を行い、成果指標に基づく受注者の実績値を受注者に通知する。

受注者は、市からの成果指標の評価結果通知受領後、仕様書別表に基づき、請求書を市へ提出する。

市は、受注者からの請求書を受領後、受領日から30日以内に、受領した請求書にかかる金額を支払う。

なお、受注者は、市による成果指標の評価に必要な資料の提供その他について協力すること。

10 その他の事項

(1) 個人情報の保護及びプライバシーの保護

本業務を実施するにあたり、個人情報を適切に管理し、個人情報の保護及びプライバシーの保護に努めること。

(2) 倫理的配慮

参加者が心身の負担、苦痛や不利益を受けないよう、参加者への説明は丁寧に行い、参加に際しての同意の手続きを適切に行うこと。

参加に当たっては、本人の体調や意思を尊重し、強要しないこと。

更に、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で必要な便宜を図ること。

(3) 人員体制、組織体制等

この仕様書に基づく業務の実施に当たり、適正な履行が確保できるよう業務責任者、スタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。

(4) 連絡体制

この仕様書に基づく業務の実施に当たっては、市と十分に協議の上、指示に従うこと。また、事務連絡等の連絡方法及び緊急時における連絡・処置等に対応できる体制を講じること。

(5) 提案内容の順守

企画提案書に記載した介護予防プログラムの内容や実施回数、スケジュールなどは業務の実施にあたって順守すること。ただし、相当の理由があり申し出のあった場合、本市との協議のうえに変更することは可能とする。

(6) 協議

この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定めることとする。